

飯島町スポーツ連絡協議会 個人会員慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、飯島町スポーツ連絡協議会個人会員(以下「会員」という。)の結婚・死亡等にかかる慶弔並びに傷病等にかかる見舞金等について定める。

(結婚祝い)

第2条 会員が結婚したときは、祝電とする。

(傷病見舞金)

第3条 会員が傷病によりおおむね1ヶ月以上入院した場合は、見舞金として3,000円を給付する。

(死亡弔慰金)

第4条 会員が死亡したときは弔慰金5,000円及び弔電とする。

(補則)

この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事会の決定に基づき実施することができる。

附 則

この規程は、昭和59年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月18日から施行する。